

姫路市都市景観形成基本計画の改定・姫路市景観計画の変更に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集について

はじめに

「姫路市都市景観形成基本計画」は、姫路市都市景観条例に基づき、昭和 63 年に策定したもので、本市の景観形成の基本的な方向を明らかにするとともに、関連する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる、景観形成のマスタープランというべき計画です。また、市民、事業者、行政などの参画と協働により、景観形成を進めるための指針としての役割を担うものです。

「姫路市景観計画」は姫路市都市景観形成基本計画に即して、景観法及び都市景観条例に基づき策定し、届出制度による具体的な景観規制を行っています。

姫路市都市景観形成基本計画は、当初計画策定後、平成 5 年に姫路城が世界遺産に登録、平成 16 年に景観法が制定、平成 18 年に家島町・夢前町・香寺町・安富町との合併など、景観に関する状況が大きく変化したことを受け、平成 19 年 3 月に第 1 回目の改訂を行いました。前回の改訂から 15 年以上が経過したことから、この間の様々な社会情勢の変化や本市の景観を取り巻く動きに対応しつつ、本市固有の景観を次代に継承していくために、本計画を改定します。

姫路市景観計画は、姫路市都市景観形成基本計画に即して定めるものです。そのため、このたびの姫路市都市景観形成基本計画の改定に伴い、変更します。

1 公表する資料

- 姫路市都市景観形成基本計画・姫路市景観計画 【要約版】 *計画見直しのポイントを説明しています
- 姫路市都市景観形成基本計画（改定案）
- 姫路市景観計画（変更案）

2 資料の公表日

令和 7 年 7 月 1 日（火曜日）

3 意見の募集期間

令和 7 年 7 月 1 日（火曜日）～令和 7 年 7 月 31 日（木曜日）

【※必着有効とします。】

4 意見の提出に際しての留意事項

- 意見を提出できるのは、次のいずれかに該当する方（法人その他団体を含む。）です。
 - ・市内にお住まいの方
 - ・市内に事務所又は事業所を有されている方
 - ・市内に通勤又は通学されている方
 - ・市税の納税義務がある方
 - ・意見募集の対象となっている案件に利害関係のある方
- 意見提出にあたっては、住所及び氏名（団体の場合は、所在地及び団体名）を必ず記載してください。住所又は所在地が市外の場合は、勤務先、学校名、納税義務又は利害関係を有する旨のいずれか該当する事項を記載してください。なお、これら事項が記載されていない場合は、受付できません。また、内容についてお尋ねすることがありますので、電話番号等の連絡先を併せてご記入ください。
- 様式は問いませんが、別紙様式を利用いただくと便利です。
- この手続は、案件に対する具体的なご意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。

5 資料の閲覧の方法

閲覧場所	所在地	閲覧時間	電話番号
姫路市役所 ・まちづくり指導課 ・市政情報センター	安田四丁目1番地 ・市役所 本庁舎5階 ・市役所 本庁舎1階	午前9時00分 ～午後5時00分 (土、日、祝日を除く)	079-221-2541
			079-221-2156
中央支所	本町 68-68		079-289-0811
白浜支所	白浜町甲 396-8		079-245-1771
広畑支所	広畑区正門通一丁目 7-3		079-236-1991
網干支所	網干区垣内中町 120		079-272-0181
東出張所	御国野町御着 1142-8		079-252-6363
西出張所	飾西 728-5		079-266-0004
林田出張所	林田町林田 13		079-261-2001
飾東出張所	飾東町豊国 1163-13		079-253-0101
北出張所	豊富町御蔭 957		079-264-0002
船山出張所	船津町 3857		079-232-0002
花の北サービスセンター	増位新町二丁目 12		079-289-0820
城乾サービスセンター	南八代町 6-1		079-297-1010
安室サービスセンター	田寺東二丁目 2-3		079-296-0030
高岡サービスセンター	東今宿五丁目 3-20		079-296-3743
妻鹿サービスセンター	飾磨区妻鹿 170-6		079-245-1871
勝原サービスセンター	勝原区丁 743		079-273-9713
的形サービスセンター	的形町の形 1358-4		079-254-4339
大塩サービスセンター	大塩町汐咲一丁目 39		079-254-0039
家島事務所	家島町真浦 2137-1	079-325-1001	
坊勢サービスセンター	家島町坊勢 186 番地	079-327-1001	
夢前事務所	夢前町前之庄 2160	079-336-0001	
香寺事務所	香寺町中屋 14	079-232-0001	
安富事務所	安富町安志 1151	0790-66-2300	
飾磨支所	飾磨区細江 2655	午前9時00分 ～午後7時00分 (7/19(土)を除く)	079-235-0781
駅前市役所	南町 1 (山陽百貨店 西館 3階)	午前10時00分 ～午後7時00分 (7/19(土)を除く)	079-288-1177
曾左公民館	書写 2961-1	午前9時00分 ～午後5時00分 (月曜日を除く)	079-266-8736
四郷公民館	四郷町坂元 258-1		079-252-1424
八幡公民館	広畑区蒲田 3丁目 161		079-239-1796

※内容に関するお問い合わせは、まちづくり指導課（電話番号 221-2541）までお願いします。

※まちづくり指導課及びホームページにおいては、全ての資料をご覧いただけますが、その他の閲覧場所においては、姫路市都市景観形成基本計画・姫路市景観計画 【要約版】のみご覧いただけます。

6 意見の提出方法及び提出先

- 持参・・・上記の閲覧場所まで持参してください。
- 郵送・・・まちづくり指導課あてに送付してください。
(〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地)
- FAX・・・まちづくり指導課あてに送信してください。
(FAX番号 221-2757)
- 電子メール・・・まちづくり指導課あてに送信してください。
(メールアドレス keikan-oubo@city.himeji.hyogo.jp)
- 電子申請・・・下記QRコードより申請してください。



7 提出いただいた意見の取扱い

- 提出いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する市の考えとともに後日公表します。(※賛否だけを示したものや抽象的な要望、具体的な検討が出来ないものなどには、市の考えを示さないものもあります。)
- 個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承下さい。
- 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(住所・氏名等)は公表いたしません。

【問い合わせ先】 姫路市都市局まちづくり部まちづくり指導課(都市景観担当)
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地(市役所本庁舎5階)
電話番号 079-221-2541 FAX番号 079-221-2757
メールアドレス keikan-oubo@city.himeji.lg.jp